

# 「大村市景観計画」改訂の概要

## 1 本市のこれまでの景観施策の取組

### (1) 景観形成の考え方

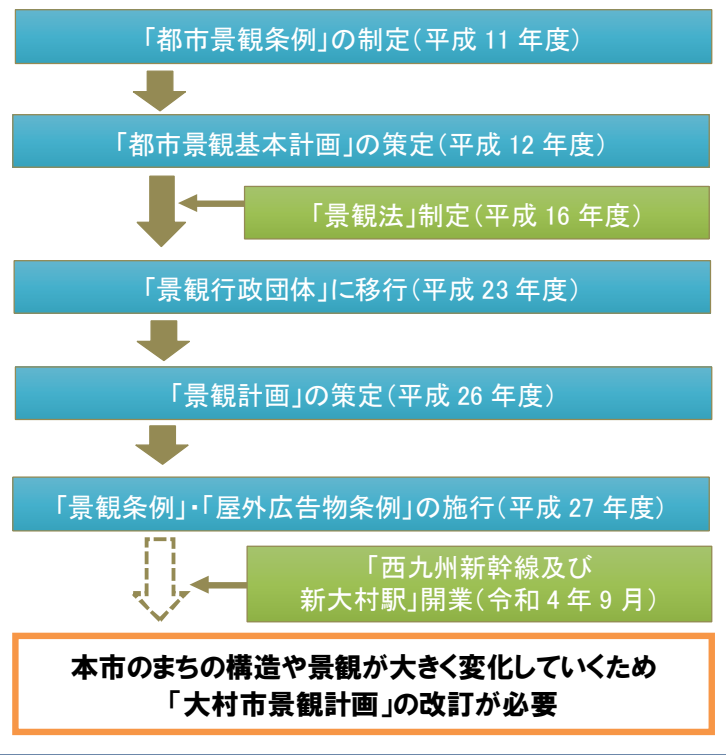
- 「景観」とは…人が自然やまちなみなどを目で感じた印象です。
- 「景観形成」の意義…住みよいまちづくりのためには、大村市のもつ景観の特徴を活かすことが大切です。
- 「景観形成」への取り組み姿勢…良好なまちづくりの目標に向かって、市民・事業者・行政がそれぞれ協力して取り組むことが大切です。

### (2) これまでの景観施策の取組と景観計画改訂の必要性

本市では、平成 11 年度に、良好な都市景観形成のために市や市民、事業者の責務や景観誘導の各種制度を定めた「大村市都市景観条例」を制定しました。これに基づき、平成 12 年度には都市景観の形成に関する基本的な方向を示した「大村市都市景観基本計画」を策定し、積極的な景観行政を進めてきました。

一方、わが国では平成 16 年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、本市は法に基づき平成 23 年 4 月 1 日に景観行政団体になり、平成 27 年 4 月に「大村市景観計画」を策定し、景観形成に取り組んできました。

令和 4 年 9 月に西九州新幹線及び新大村駅が開業し、新大村駅周辺まちづくりの進展や進行中のプロジェクトとともに、本市のまちの構造や景観が大きく変化していくこととなり、これを機に景観計画を改訂する必要があります。



## 2 景観施策を取り巻く情勢等の主な変化

### (1) 上位計画・関連計画の改訂

- 平成 28 年 3 月に「第 5 次大村市総合計画」が策定され、景観計画としては、引き続き、良好なまちなみの保全を図るとともに、新大村駅周辺地区など新たな拠点形成に向け、景観形成の基準作成や誘導方策などを定める必要があり、後期基本計画（令和 3 年度策定）では「まちなみが美しく住みやすいと感じる人の割合」が令和元年度の 77.1%から令和 7 年度には 80.0%とする目標が掲げられています。特に、地域資源を活かした魅力的な景観の形成や屋外広告物の適正な管理を進める必要があります。
- 「大村市都市計画マスタープラン」及び「大村市立地適正化計画」が令和 4 年 3 月に改訂され、大村駅周辺地区に加え、新大村駅周辺地区及び市民病院周辺地区を都市拠点として位置付け、空港・新幹線・高速道路が揃うまちとして、ミライがひろがる魅力あふれるまちづくりを目指すための方針が示されました。

### (2) 景観形成の課題

- 大村駅周辺では、市街地再開発による「コレモおおむら」や市民交流プラザ、ミライ on の再整備により人の流れが回復基調にありますが、商店街全体のにぎわいが乏しく、空店舗、空地等の増加が目立ち、活気あるまちなみ景観の形成が求められています。
- 長崎県の新たな玄関口となる新大村駅周辺では、土地区画整理事業や建築物のビルドアップが進み、多くの交流人口が集う新市街地が形成されていくことから、新たな市の顔としての景観形成を図るため、建築物や工作物の景観誘導の方針や配慮する基準を示すことが必要です。



新大村駅東口

- 都市の骨格となる空港軸や国道 3 4 号などの幹線道路沿線では、めまぐるしく変わる沿道型サービス施設によって印象的な道路景観を形成していますが、これといった捕らえどころのない都市景観を感じさせ、都市の印象がわかりづらいものになっています。都市の印象、イメージの強調のために、統一性や地域の個性を活かした景観形成を図ることで、まちの印象を高めていく必要があります。



## 3 改訂のポイント

### (1) 新大村駅周辺地区の景観形成方針及び基準の設定

- 現計画で「丘陵地住宅地景観」に区分されている新大村駅周辺部を「都市拠点景観」に変更します。
- 「大村市立地適正化計画」の都市機能誘導区域を踏まえ、「都市拠点景観」の範囲を設定します。
- 新たな都市拠点としての景観形成を図っていくため、現計画の「中心市街地景観」とは別に、「都市拠点景観（新大村駅周辺地区）」を追加し、景観形成の基本的方向や配慮する基準を設定します。

### (2) 色彩基準の見直し

- 建築物及び工作物の外観に使用できる色彩について、「都市拠点景観」と「都市拠点景観以外の景観類型」を区分し、地域特性に応じた色彩の制限範囲を設定します。
- 明度の基準を設定し、無彩色を色彩の制限範囲に追加します。
- 建築物等の高さや階数により高層部と低層部を区分し、色彩の制限範囲を設定します。

### (3) 屋外広告物の表示及び掲出に関する制限についての考え方や方針を設定

- 禁止地域や 3 段階に区分された許可地域の区域区分ごとの考え方や景観形成方針を設定します。
- 大規模な屋外広告物の規制誘導の考え方を設定します。
- 広告物景観形成地区での基準について考え方を設定します。

## 4 スケジュール

### 【経過】

| 年月日                           | 審議会等                                |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 令和 2 年 6 月 17 日               | 大村市景観審議会<br>・景観計画見直し検討委員会の設置        |
| 令和 2 年 12 月 24 日              | 都市景観デザイン専門家会議設置要綱告示                 |
| 令和 3 年 1 月 27 日               | 第 1 回都市景観デザイン専門家会議【第 1 部】           |
| 令和 3 年 2 月 10 日               | 第 1 回都市景観デザイン専門家会議【第 2 部】           |
| 令和 3 年 3 月 29 日               | 第 2 回都市景観デザイン専門家会議                  |
| 令和 4 年 10 月 13 日              | 第 1 回都市景観デザイン専門家会議<br>・景観計画（案）の同意取得 |
| 令和 4 年 11 月 24 日              | 第 1 回大村市景観審議会<br>・景観計画（案）の承認        |
| 令和 4 年<br>11 月 28 日～12 月 12 日 | 景観計画（案）について意見募集（パブリックコメント）<br>・意見なし |
| 令和 4 年 12 月 23 日              | 都市計画審議会                             |



## 5 大村市景観計画改訂の概要（その1）

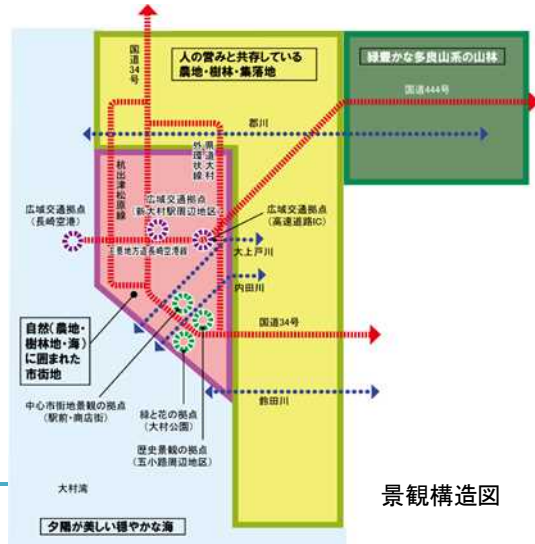
### 1. 大村市の景観形成

#### 1-1 景観計画の目的と位置づけ【変更なし】

景観行政を担う団体が、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定めるものであり、これまでの景観行政の充実・強化を図りながら、市民、事業者、行政が協力し、総合的な観点からの景観形成の方針や景観施策を具体化することで、優れた景観を形成することを目的とします。

#### 1-2 景観の構造【変更なし】

本市の景観資源を既存資料や調査等からリストアップし、「自然的景観資源」「歴史的景観資源」「景観建造物」「まちなみ景観」「生業（なりわい）景観」「ランドマーク・眺望」に区分して整理しました。また、これらの景観の現状から、市の景観構造を定めます。



#### 1-3 景観の問題点と課題

##### (1) 景観の問題点【追加】

◇景観類型の8区分のうち、中心市街地景観を都市拠点景観とし、大村駅周辺地区と新大村駅周辺地区の9区分にわけ、それぞれの景観の問題点を再整理します。

##### ①-1 都市拠点景観（大村駅前周辺地区）

- ・商店街における歩行者数は、市街地再開発による「コレモおおむら」や市民交流プラザ、図書館の再整備により回復の基調にあるが、人通りが少なく商店街全体のにぎわいに乏しいです。
- ・空店舗、空地の増加が目立ち、まちなみ景観の活気が感じられません。

##### ①-2 都市拠点景観（新大村駅周辺地区）

- ・長崎県の新たな玄関口となる市街地の景観形成を阻害する建築物等の建築のおそれがあります。
- ・新たな都市拠点であり多くの交流人口が集う地域として市街地が形成されていくことになるが、屋外広告物禁止地域のため、屋外広告物の掲出制限による情報発信機能が弱い。

##### (2) 景観形成の課題【修正・追加】

##### ① 現況分析からの課題

○新大村駅周辺地区では、本市の新しい拠点として景観形成の方針や具体的な景観誘導の指針を示すことが必要です。

○新大村駅周辺地区では、本市の新しい拠点として、交流人口が多く流入する地区であることから、屋外広告物の規制誘導方針等を示すことが必要です。

②第5次大村市総合計画・後期基本計画を踏まえ、引き続き、良好なまちなみの保全を図るとともに、新たな拠点形成に向け、誘導方策の設定が必要です。

### 2. 景観計画の区域

計画区域は、市全域とします。【変更なし】

### 3. 良好な景観の形成に関する方針

#### 3-1 景観形成の目標【変更なし】

##### (1) 景観計画の理念

市民をつつみ込む“のびのび”“ひろびろ”とした  
海と山が連続する大村の景観づくり

##### (2) 基本目標

- 基本目標1－自然が織りなす景観を守り、育む
- 基本目標2－地域の歴史・景観シンボルの継承と創造
- 基本目標3－多彩で楽しさを実感できる生活景観づくり
- 基本目標4－市民、事業者、行政の責任と協働による景観まちづくり

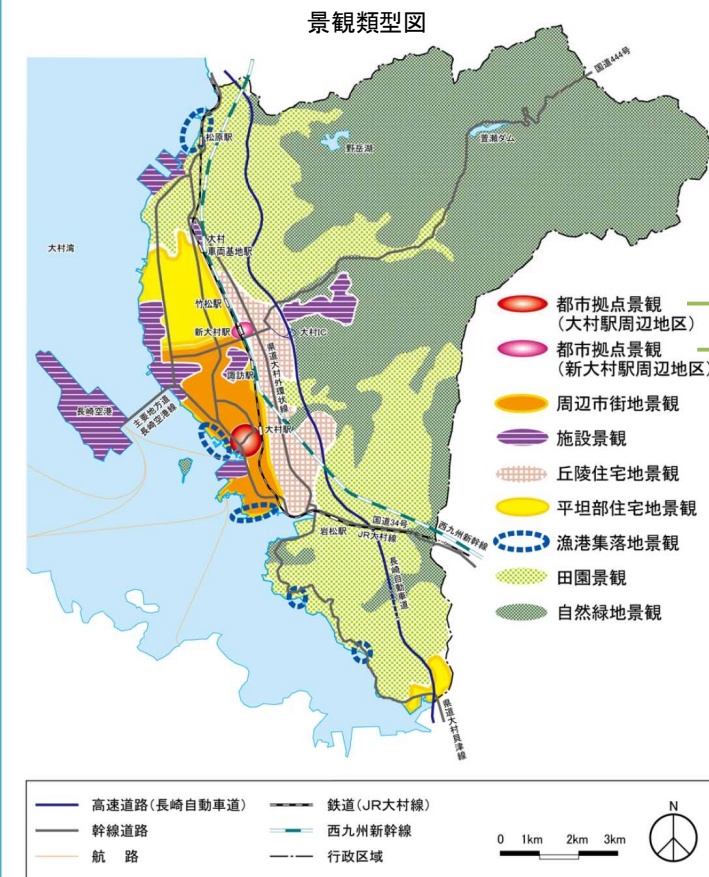
#### 3-2 景観形成の基本方針【類型の追加等】

##### (1) 景観構造別の景観形成方針

景観の拠点性や景観軸など景観構造上重要な景観資源（骨格）に関する景観形成方針を、①景観拠点（点的な景観資源）、②景観軸（線状につながる景観）、③景観エリア（面的な景観）に分類し定めます。

##### (2) 景観類型別の景観形成方針

土地利用現況、景観特性・領域等を基にした9つの景観類型区分により景観形成方針を定めます。



#### 3-3 景観形成重点地区の景観形成方針【変更なし】

##### (1) 景観形成重点地区の指定

景観形成重点地区とは、地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある地区であり、景観形成の方針を定め、その方針に基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていくものです。

①景観形成地区：上小路周辺地区

②特定施設届出地区：沖田線沿線地区、杭出津松原線沿線地区、大村外環状線地区、富の原鬼橋線沿線地区、国道444号・主要地方道長崎空港線沿線地区、国道34号沿線地区、大村駅前原口線沿線地区

##### (2) 景観類型別の景観形成方針（抜粋）

##### ①-1 都市拠点景観（大村駅周辺地区）の景観形成方針【区域明確化と時点修正】



##### 都市拠点景観（大村駅周辺地区）景観特性【追記】

○ミライ on は、県立・市立一体型図書館及び歴史資料館として再整備され、令和2年度第10回大村市景観賞を受賞するなど、まちのシンボルとして市民に親しまれています。



ミライ on

##### ①-2 都市拠点景観（新大村駅周辺地区）の景観形成方針【追加】

##### 都市拠点景観（新大村駅周辺地区） 景観形成の基本的方向

○「長崎県の玄関口」にふさわしい新市街地のにぎわいを演出する質の高い景観の形成

○若者が集い、躍動感を演出するとともに、花と緑に囲まれた新しい生活を提案する新たなまちのシンボル景観の創造

○周辺景観に配慮した大規模建築物の景観誘導

○交流人口を意識した適切な屋外広告物の規制・誘導

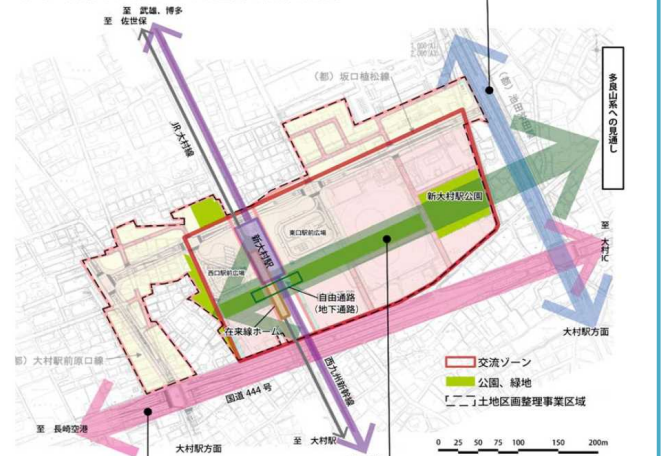


##### 都市拠点景観（新大村駅周辺地区） 交流ゾーン景観形成方針図

新大村駅周辺地区内の土地区画整理事業区域を中心とした新しい市街地形成のエリアを「交流ゾーン」として位置づけ、「長崎県の玄関口」にふさわしい景観形成を図る。また、若者が集い、交流する躍動感のある空間として、新大村駅公園と一体的に利用できる広がりある空間の形成を図る。

##### 交通景観軸

県道大村外環状線及び沿道地域は、市街地と農山村地域とをつなぐ交通景観軸として位置づけ、新大村駅周辺地区の交流ゾーンの頭として、自動車交通等に対し中心市街地景観をアピールできるように景観形成を図る。



##### 空と大地の景観軸

国道444号沿いのエリアは、「空と大地」の一体感を演出する景観軸として、長崎県、港から新大村駅付近を経て多良山系へと至る見通しを確保するとともに、新大村駅のメインアクセス道路としてふさわしい、花と緑に囲まれた景観形成を図る。

##### 緑と交流の景観軸

新大村駅から新大村公園へと至る遊歩道を中心として、多良山系への眺望を確保し、花と緑に囲まれた緑豊かな景観形成を図るとともに、イベントを展開するなど、若者が集い、躍動感のある拠点として、交流やにぎわいを演出する景観形成を図る。



4. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

4-1 行為の制限を行うべき対象

(1) 全市を対象とする行為の届出【**抜粋・変更なし**】

| 行為の種類   |                                                  | 届出対象の規模                                                                                                                   |
|---------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築等 | ○新築、増築、改築若しくは移転<br>○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | ○高さが15メートルを超え、又は地階を除く階数が5以上である建築物<br>○床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物<br>○上記各項目に該当する建築物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が2分の1以上のもの |

4-2 景観形成基準

(1)「都市拠点景観（新大村駅周辺地区）」の景観形成基準(抜粋)

●建築物の新築等・工作物の新築等【**類型追加・行為の基準の設定**】

■位置及び規模

| 基本的配慮事項                                                              | 行為の基準                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 周辺の景観と調和した位置及び規模に配慮すること。                                             | ○周辺の建築物の高さや壁面位置の調和を図り、まちなみとしての連続性やまとまりを確保するよう配慮すること。<br>○空と大地の景観軸や緑と交流の景観軸沿いの建築物は多良山系への見通しや背景となる山並みの見え方に配慮すること。     |
| 市内を見渡せる場所からの眺望を妨げないよう建築物及び工作物の位置及び規模に配慮すること。                         | ○背景となる多良岳山系の山並みや長崎空港及び大村湾への視界の連続性を分断しないような位置及び規模に配慮すること。<br>○ランドマークとなる新大村駅の見え方に配慮すること。                              |
| 歩行者等に対する圧迫感及び威圧感を緩和させるよう道路等の公共用地に接する部分から後退し、空間の確保に努める等位置及び規模に配慮すること。 | ○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等に対する圧迫感の軽減のため、建築物の配置に配慮すること。<br>○緑と交流の景観軸沿いは、遊歩道と一体となって利用できる空間を創出するよう配慮すること。 |

■形態及び意匠

| 基本的配慮事項                                                    | 行為の基準                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮すること。               | ○交流ゾーンにおいては、新大村駅舎と調和した玄関口にふさわしいまちなみとなるよう配慮すること。<br>○緑と交流の景観軸沿いは、建物入口や開口部等を設けるなど、通りとの一体感を創出する建築デザインとなるよう配慮すること。                  |
| 高層又は長大な壁面となる場合は、デザインの工夫等により圧迫感、威圧感を緩和させる形態及び意匠となるよう配慮すること。 | ○均一のデザインが連続する形態及び意匠は出来るだけ避け、タテやヨコの分節化や材質等の変化により、まちなみが豊かな表情を持つよう配慮すること。<br>○商業、業務施設の低層部は、ショーウィンドーや、イルミネーションなどまちなみの賑わいの創出に配慮すること。 |

■色彩

| 基本的配慮事項                                                  | 行為の基準                                                                                    |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多数の色使用や派手な色彩は避け、周辺の景観と調和し、建築物全体でまとまりを感じさせる色彩となるよう配慮すること。 | ○まちなみや通りの賑わいを演出するために、アクセント色は、低層部に用いるよう配慮すること。<br>○新大村駅舎と調和したまとまりや連続性を感じさせる色彩になるよう配慮すること。 |

■素材

| 基本的配慮事項                                        | 行為の基準                                                                                         |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 周辺の景観と調和し、かつ長期間に渡って良好な景観を維持できる素材を使用するよう配慮すること。 | ○耐久性に優れ、新大村駅舎と調和する素材を用い、まちなみのイメージを高めるよう配慮すること。<br>○反射率の高い鏡面的な外装材を用いる場合は、周辺への反射や映り込みに十分配慮すること。 |

■敷地及び外構

| 基本的配慮事項                                                                                                         | 行為の基準                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地内や外構部は、緑化に努めること。樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。また、緑化の際は、その周辺の植生状況や地域の特性を踏まえた樹種の選定に十分配慮すること。 | ○建築物の入り口部分は植栽等により、うるおいを演出するよう配慮すること。<br>○緑と交流の景観軸沿いは、外構に自然素材（木材・土・石材等）やこれに類する素材を用いることで、通りとの連続性を高めるよう配慮すること。<br>○駅前広場に面する部分の外構の照明は、暖かみを感じられる空間となるよう、低めの色温度を基調とするよう配慮すること。 |
| 敷地内に屋外駐車場、駐輪場、物置等を設置する場合は、遮蔽し、まちなみや隣接する敷地と不調和を生じさせないように配慮すること。                                                  | ○歩道に面する場所では、緑化やデザインされた塀等で修景するよう配慮すること。<br>○緑と交流の景観軸沿いは、通りの雰囲気をこわさないよう、駐車場の位置や形態、舗装仕上げ等に配慮すること。                                                                           |

(2) 全市を対象とする行為の景観形成基準(色彩)【**変更**】

●建築物の新築等・工作物の新築等

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の制限範囲は、下表のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

・以下の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。

低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満

高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満

・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。

＜都市拠点景観（大村駅周辺地区・新大村駅周辺地区）＞

＜都市拠点景観以外の景観類型・特定施設届出地区＞

| 適用部分                      | 色相       | 明度         | 彩度  |
|---------------------------|----------|------------|-----|
| 高層部<br>（高さ10メートル以上又は4階以上） | 0.1R～10R | 4以上<br>9以下 | 4以下 |
|                           | 0.1YR～5Y |            | 6以下 |
|                           | 上記以外の有彩色 |            | 2以下 |
|                           | 無彩色      |            | —   |
| 低層部<br>（高さ10メートル未満又は3階以下） | 全ての有彩色   | 2以上<br>9以下 | 6以下 |
|                           | 無彩色      |            | —   |

| 適用部分                      | 色相       | 明度         | 彩度  |
|---------------------------|----------|------------|-----|
| 高層部<br>（高さ10メートル以上又は4階以上） | 0.1R～10R | 6以上<br>9以下 | 4以下 |
|                           | 0.1YR～5Y |            | 6以下 |
|                           | 上記以外の有彩色 |            | 2以下 |
|                           | 無彩色      |            | —   |
| 低層部<br>（高さ10メートル未満又は3階以下） | 0.1R～10R | 2以上<br>9以下 | 4以下 |
|                           | 0.1YR～5Y |            | 6以下 |
|                           | 上記以外の有彩色 |            | 2以下 |
|                           | 無彩色      |            | —   |

(3) 景観形成重点地区における行為に関する基準

●景観形成地区（上小路周辺地区）【**変更なし**】

●特定施設届出地区【**変更**】

特定施設の外観に使用できる色彩の制限は、都市拠点景観以外の景観類型と同様の基準に変更します。

5. 景観重要構造物・景観重要樹木の指定の方針

大村市は、長い歴史に培われた建造物やまちなみに調和した建造物が多くあります。また、地域のシンボルや目印として市民に親しまれている樹木も多くあります。これらは、良好な景観形成にとって重要な景観資源です。

これらの建造物及び樹木のうち特に景観形成に重要なものについて、景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、現状変更の規制を行い、保存・活用を図っていくものとします。

5-1 景観重要構造物の指定の方針【**変更なし**】

5-2 景観重要樹木の指定の方針【**変更なし**】



6. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限に関する事項

6-1 屋外広告物の表示及び掲出の基本的な考え方【変更】

本市を囲む大村湾や多良山系などの豊かな自然等の美しい景観を形成する骨格を大切にしたまちなみを創出すると共に、地域の個性を活かした活力あるまちの顔の創出など「都市」と「自然」、「古いもの」と「新しいもの」が共存した大村の魅力を伸ばしていく景観づくりを推進するために、屋外広告物の基本的な考え方として、「地域の魅力を伸ばしていく良質な広告物を創り、個性を活かした景観を創出する」ことを目標に掲げ、市全域を対象として必要な規制・誘導を進めていきます。

(1) 区域区分ごとの考え方【追加】

① 禁止地域

本市の中でも特に良好な景観形成と風致の維持が必要な地域については、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない禁止地域を定めるものとします。

② 許可地域

許可地域は、地域特性に合わせて第1種から第3種の3段階に区分され、細やかな基準を設定します。

○第1種許可地域の対象地域・景観形成方針

|          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域区分の考え方 | 自然環境と調和した景観形成を図る地域                                                                  |
| 対象地域     | 森や里山、田園や丘陵住宅地の区域<br>(住居専用地域及び無指定地域(箕島町を除く))                                         |
| 景観形成方針   | 市街地の後背地に広がる山地、丘陵地、農地や里山については、緑豊かな自然景観の保全を図るため、広告物の掲出は自然と調和し、できる限り必要最小限の大きさに留めていきます。 |

○第2種許可地域の対象地域・景観形成方針

|          |                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------|
| 地域区分の考え方 | 住環境等に配慮した景観形成を図る地域                                         |
| 対象地域     | 周辺市街地や住宅地の区域<br>(住居地域及び準住居地域)                              |
| 景観形成方針   | 住みやすい都市としての魅力を高めるため、広告物の掲出は、建築物に囲まれた沿道に、適度に収まる規模にとどめていきます。 |

○第3種許可地域の対象地域・景観形成方針

|         |                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 域区分の考え方 | 市街地を形成する地域                                                                                                                                               |
| 対象地域    | 市街地や都市拠点の区域<br>(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び無指定地域(箕島町))                                                                                               |
| 景観形成方針  | 大村駅やその周辺の商店街、新大村駅周辺など市の都市拠点として観光客や買い物客など多く集まる場所では、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出や、個別のデザインの質を高めた新しい景観シンボルの創造のため、必要な広告物を一定のルールの下に積極的に活用し、まちを彩る魅力的な景観づくりに寄与させていきます。 |

(2) 大規模な屋外広告物の考え方【追加】

市街地を囲む自然景観の眺望や見晴らしを確保するために、大規模な広告物については、表示に関する共通事項を定め、市街地からの山並みの見え方に配慮した位置や規模、色彩となるよう誘導を図ります。

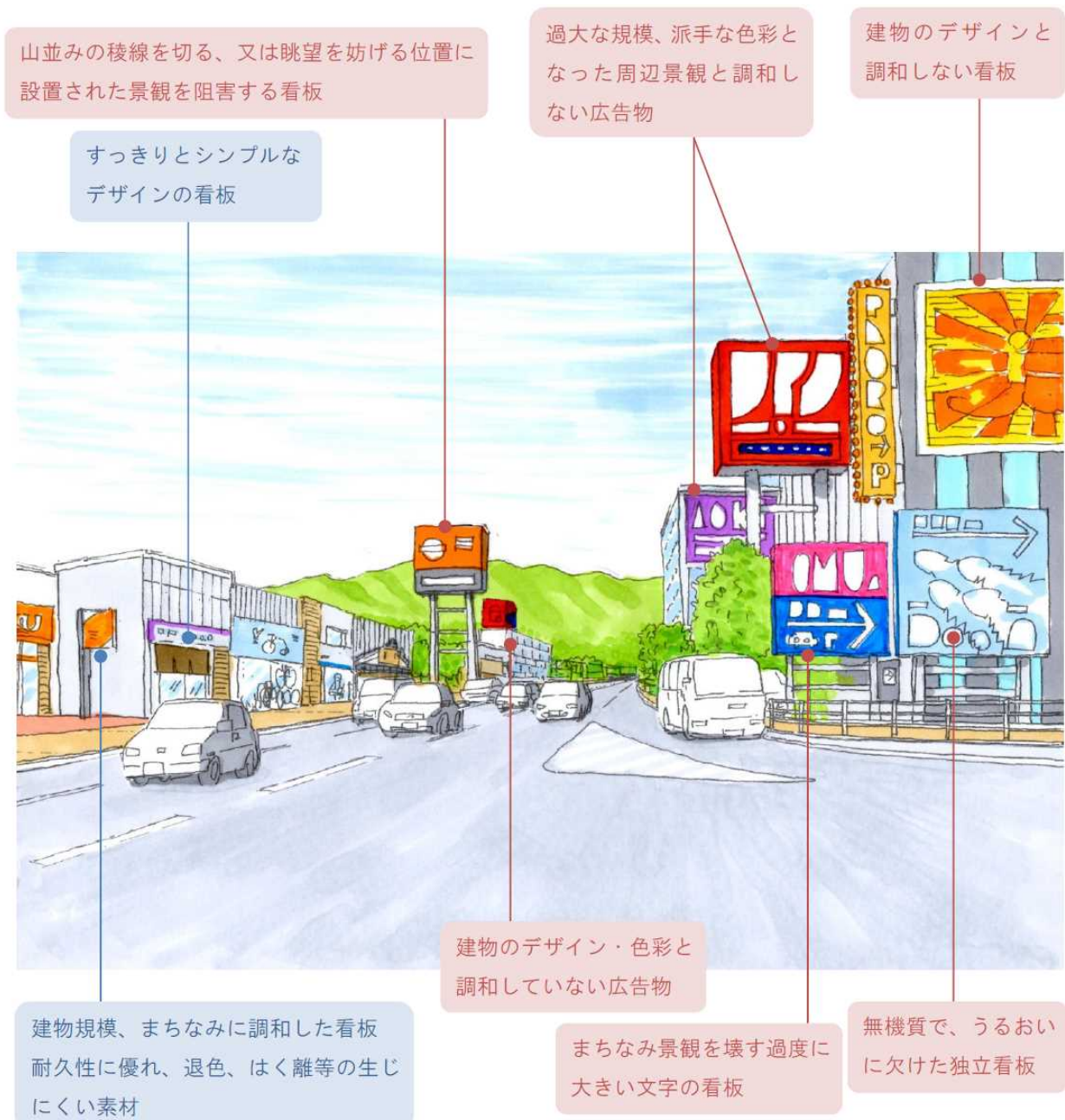
(3) 広告物景観形成地区での基準の設定【追加】

○歴史的な雰囲気を残す玖島城跡周辺の市街地については、風格と伝統の城下町地域として、歴史的まちなみを形成する要素は積極的に保全し、周囲の広告物もそれに見習う形で形態や色彩に配慮した歴史的まちなみを活かした居住環境の形成を進めるため、個別の基準を定めます。

○国道34号などの主要幹線道路の沿線地区においては、周辺と調査したまとまりのある沿道景観となるよう、景観形成に影響を与えると予想される広告物について必要な基準等を設け、良好な沿道景観の形成を図ります。

○大村駅や空港、新大村駅、インターチェンジ周辺などまちの顔となる拠点周辺の沿道では、その地域にふさわしい道路景観づくりを進めます。

6-2 屋外広告物に関する景観形成イメージ【変更なし】



7. 景観重要公共施設の整備に関する事項【変更無し】

8. 景観形成の推進【変更無し】